

インターネットの情報提供	
提供予定日	平成26年12月27日

平成26年12月26日(金) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	桒本佳代	直通058-272-8184 内線2087

平成26年10月分 毎月勤労統計調査結果

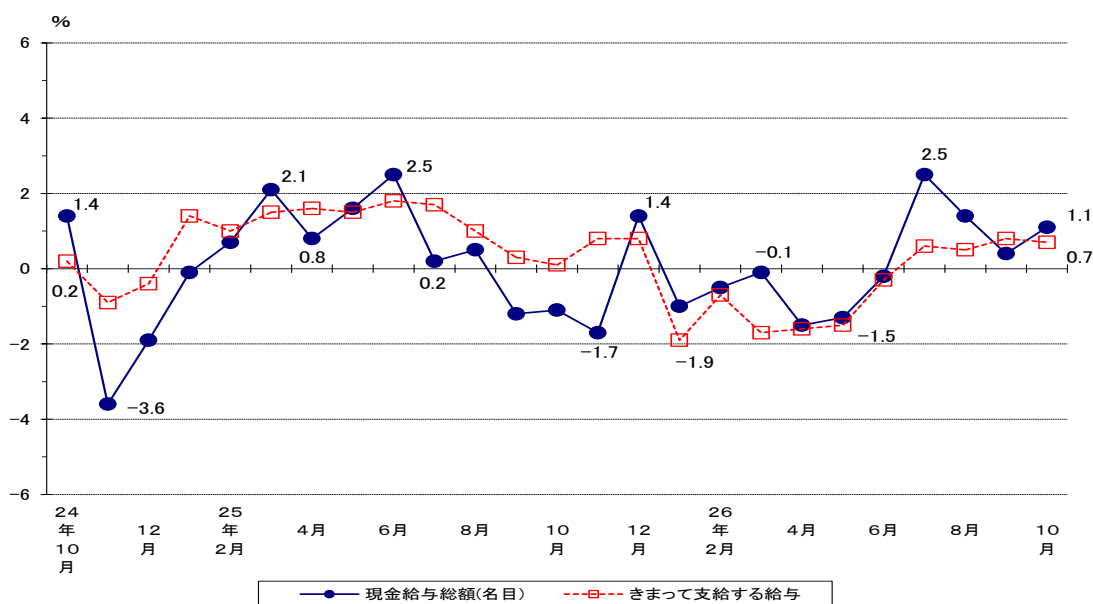
賃金

- ・10月のきまって支給する給与は、規模5人以上で237,412円、前年同月比0.7%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では269,234円、前年同月比2.6%増で、25ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- ・なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で240,640円、前年同月比1.1%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では274,680円、前年同月比3.2%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。)

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与		
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与		実 数	前年同月差
								実 数	前年同月比	実 数	前年同月比		
【事業所規模5人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 業 計	240 640	85.6	1.9	1.1	237 412	0.7	0.7	219 051	0.2	18 361	3 228	796	
建 設 業	358 964	107.4	△3.5	13.7	358 964	△3.5	13.9	334 186	12.1	24 778	0	△ 244	
製 造 業	274 374	88.0	4.5	2.3	266 919	1.7	2.4	236 949	1.0	29 970	7 455	61	
卸 売 業、小 売 業	179 054	82.8	0.9	△5.6	178 066	0.6	△5.6	168 700	△5.9	9 366	988	275	
医 療、福 祉	247 928	86.1	2.0	4.5	247 072	1.7	4.1	236 634	4.2	10 438	856	737	
【事業所規模30人以上】													
調 査 産 業 業 計	274 680	87.3	3.4	3.2	269 234	1.5	2.6	243 739	1.2	25 495	5 446	1 713	
建 設 業	400 455	86.7	△1.8	△1.3	400 455	△1.8	△1.3	353 142	△2.5	47 313	0	△ 111	
製 造 業	300 423	87.3	5.7	3.2	289 922	2.1	2.6	253 698	1.1	36 224	10 501	1 660	
卸 売 業、小 売 業	177 286	83.4	1.2	2.6	176 911	1.0	2.6	165 997	1.3	10 914	375	133	
医 療、福 祉	282 874	85.2	1.8	1.7	282 796	1.8	1.8	268 912	1.5	13 884	78	△ 79	

図1 賃金の動き (前年同月比) -規模5人以上・調査産業計-



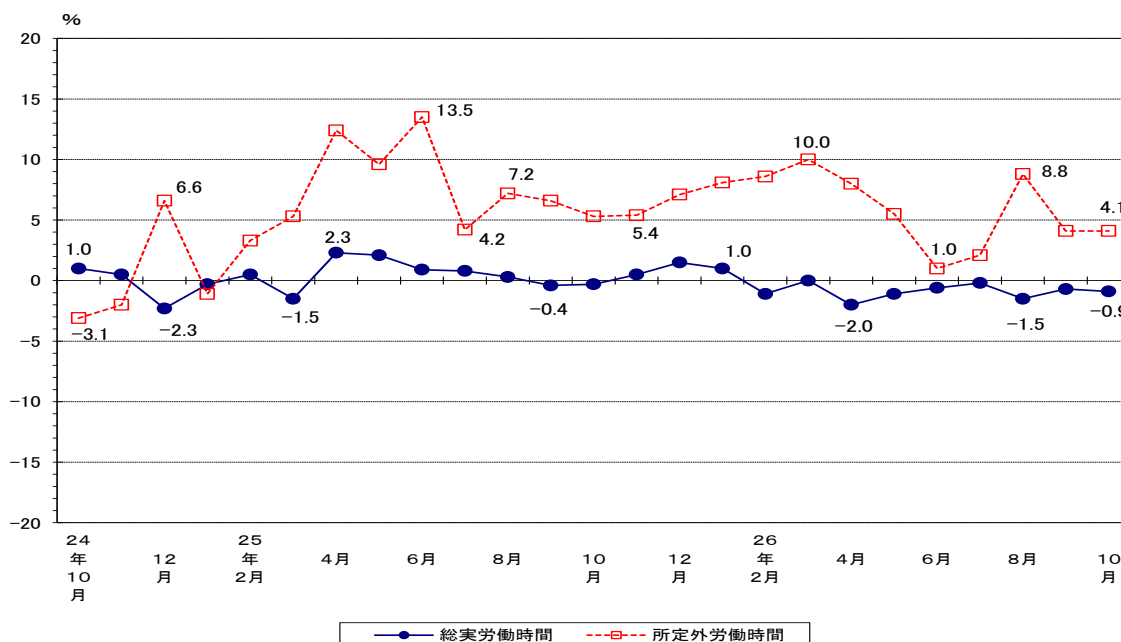
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で146.9時間、前年同月比0.9%減で、7ヶ月連続で前年同月を下回った。
(規模30人以上では154.8時間、前年同月比1.4%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.3時間、前年同月比4.1%増で、21ヶ月連続で前年同月を上回った。
(規模30人以上では12.0時間、前年同月比10.0%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。)

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間									出 勤 日 数			
	実 数				指 数					実 数	前月差	前年同月差	
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	前月比	前年同月比	時間	前月比				前年同月比
【事業所規模5人以上】													
調 査 産 業 計	146.9	98.9	0.7	△0.9	10.3	0.9	4.1	19.4	0.3	△0.1			
建 設 業	175.4	101.2	△2.0	4.7	7.3	△35.4	23.8	22.9	0.1	0.6			
製 造 業	167.7	103.5	0.5	2.1	16.2	3.2	10.2	20.2	0.1	0.3			
卸 売 業、小 売 業	131.7	97.3	△0.2	△2.9	5.9	5.4	△1.6	19.1	△0.1	△0.3			
医 療、福 祉	139.5	101.3	3.1	2.6	5.1	0.0	8.6	19.0	0.3	0.5			
【事業所規模30人以上】													
調 査 産 業 計	154.8	101.6	2.5	1.4	12.0	6.1	10.0	19.9	0.5	0.2			
建 設 業	170.2	96.3	0.9	0.3	3.6	△55.0	△60.0	24.4	0.9	1.1			
製 造 業	171.8	103.1	2.1	2.7	17.3	5.5	8.8	20.1	0.4	0.3			
卸 売 業、小 売 業	131.9	98.8	1.6	1.6	6.9	4.5	35.3	20.4	0.3	0.0			
医 療、福 祉	146.4	103.3	2.9	0.0	5.5	3.8	7.8	19.2	0.5	0.1			

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で635,915人、前年同月比1.1%減で、19ヶ月連続で前年同月を下回った。
(規模30人以上では339,218人、前年同月比0.1%減で、22ヶ月連続で前年同月を下回った。)
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で34.9%となり、前年同月差1.9ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者							労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率	
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%	
調 査 産 業 計	635 915	97.4	△ 0.3	△ 1.1	34.9	1.9	1.68	1.82	
建 設 業	39 579	104.5	△ 0.2	4.0	3.7	△ 2.3	0.99	1.16	
製 造 業	174 512	95.3	△ 0.3	△ 2.2	21.1	2.3	1.42	1.21	
卸 売 業、小 売 業	100 030	85.9	0.2	△ 4.0	53.6	4.8	2.15	1.86	
医 療、福 祉	87 303	113.7	△ 1.0	1.7	33.5	△ 2.6	0.57	1.51	
【事業所規模30人以上】									
調 査 産 業 計	339 218	94.3	△ 0.4	△ 0.1	28.5	0.1	1.29	1.43	
建 設 業	13 045	126.1	0.3	24.2	1.2	△ 0.2	0.34	0.05	
製 造 業	123 344	92.6	△ 1.2	△ 2.4	15.8	△ 0.1	0.88	1.41	
卸 売 業、小 売 業	35 146	74.3	△ 0.5	△ 5.6	60.3	△ 1.9	1.37	1.95	
医 療、福 祉	54 679	116.8	△ 0.2	3.6	27.1	1.0	0.91	1.07	

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－

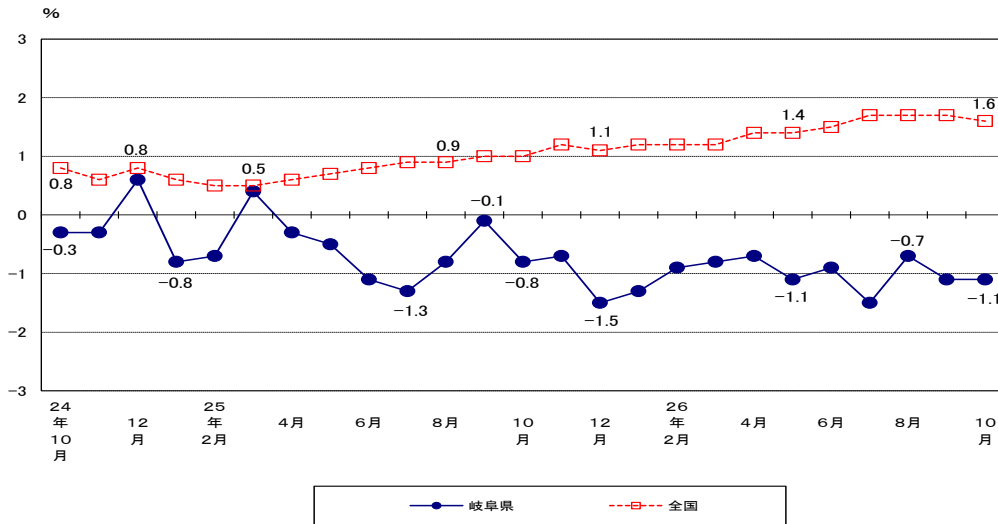
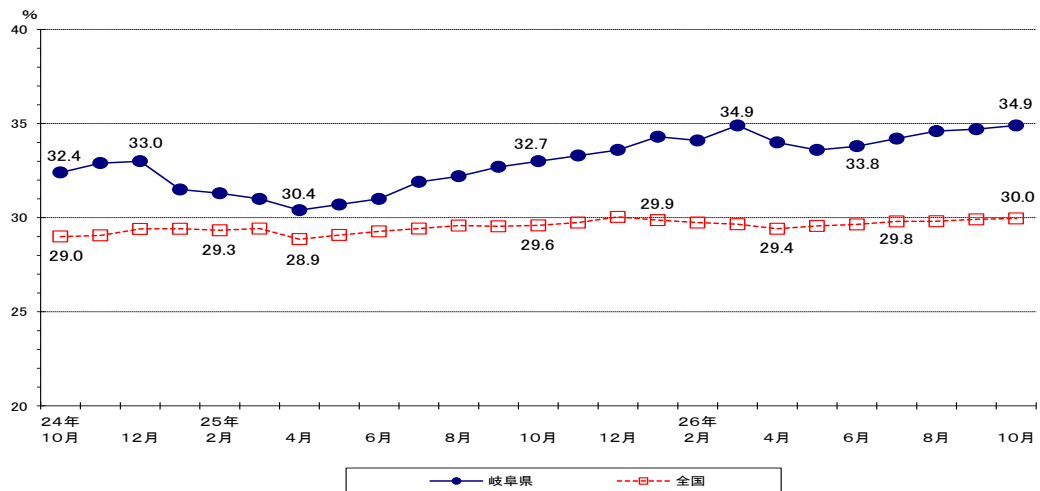


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模5人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 24 年 1 月分調査から、平成 21 年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成 22 年=100 としている)
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 4 現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。
- 5 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 6 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 730 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/tokei_joho/index.html